

## 第 1 回尼崎市議会臨時会市長提出予定案件

### 1 議案の数及び名称

#### (1) 議案の数

種 別	専決処分 報告	予 算	条 例	その他	計
件 数	3	1	4	1	9

#### (2) 議案の名称

##### < 専決処分報告 >

- 報告第 2 号 平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 2 号）  
 報告第 3 号 工事請負契約の変更について（浜小学校北棟等耐震補強工事）  
 報告第 4 号 訴えの提起について（災害援護資金貸付金請求控訴事件）

##### < 予算 >

- 議案第 9 3 号 平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算（第 3 号）

##### < 条例 >

- 議案第 9 4 号 尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例について  
 議案第 9 5 号 尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例について  
 議案第 9 6 号 尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例について  
 議案第 9 7 号 尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例について

##### < その他 >

- 議案第 9 8 号 工事請負契約について（立花中学校北棟等耐震補強工事）

### 2 その他の報告

#### (1) 平成 2 4 年度尼崎市繰越明許費に係る歳出予算の経費の繰越し

1 7 事業 1 1 , 3 7 6 , 4 2 4 千円

#### (2) 平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計継続費の繰越額の使用

1 事業 4 8 5 , 3 4 4 千円

#### (3) 平成 2 4 年度尼崎市水道事業会計予算の繰越額の使用

1 事業 2 1 , 8 1 0 千円

(4) 平成24年度尼崎市工業用水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業 306,148千円

(5) 平成24年度尼崎市下水道事業会計予算の繰越額の使用

1事業 1,296,419千円

(6) 議会の指定に基づく専決処分

・ 和解及び損害賠償の額の決定

交通事故 3件 1,623,308円

### 3 追加提出予定案件

< 人事 >

・ 人権擁護委員の候補者の推薦

第1回尼崎市議会臨時会

# 議案説明資料



## &lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第2号	所 管	感染症対策担当																				
件 名	専決処分について(平成25年度尼崎市一般会計補正予算(第2号))																								
内 容																									
1	<b>専決理由</b> 妊婦の風しん感染防止を図り、子どもの先天性風しん症候群を防止するため、緊急的に予防接種費用の助成を行うにあたり、急施を必要としたので、補正予算について専決処分したもの。																								
2	<b>専決処分日</b> 平成25年6月5日																								
3	<b>補正予算の規模</b> <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">現在予算額</th> <th style="width: 33%;">補正予算額</th> <th style="width: 33%;">補正後予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">197,630,162</td> <td style="text-align: center;">11,900</td> <td style="text-align: center;">197,642,062</td> </tr> </tbody> </table>					現在予算額	補正予算額	補正後予算額	197,630,162	11,900	197,642,062														
現在予算額	補正予算額	補正後予算額																							
197,630,162	11,900	197,642,062																							
4	<b>歳入歳出補正予算額</b> <div style="text-align: right;">(単位:千円)</div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 入</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">歳 出</th> </tr> <tr> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> <th style="width: 25%;">款</th> <th style="width: 25%;">補正予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県支出金</td> <td style="text-align: center;">5,657</td> <td>衛生費</td> <td style="text-align: center;">11,900</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: center;">6,243</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">11,900</td> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: center;">11,900</td> </tr> </tbody> </table>					歳 入		歳 出		款	補正予算額	款	補正予算額	県支出金	5,657	衛生費	11,900	繰越金	6,243			合 計	11,900	合 計	11,900
歳 入		歳 出																							
款	補正予算額	款	補正予算額																						
県支出金	5,657	衛生費	11,900																						
繰越金	6,243																								
合 計	11,900	合 計	11,900																						
5	<b>補正予算の内容</b> (1) 歳入歳出予算 衛生費 ・ 予防接種事業費 <span style="float: right;">11,900千円</span> 妊婦の風しん感染防止を図るため、風しん予防接種費用を助成することに伴う補正。																								



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	専決処分報告	番 号	報告第3号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	専決処分について(工事請負契約の変更(浜小学校北棟等耐震補強工事))				
内 容					
1	<p>専決理由</p> <p>浜小学校北棟等耐震補強工事において、工事を進めていく途中で、既設仕上材等を撤去したところ、躯体の欠損等が認められ、次の工程に進む前に躯体を補修する必要が生じた。このため、設計変更(工事費の増額)が必要となり、急施を要したので、地方自治法第179条に基づき、専決処分により契約変更したものの。</p>				
2	<p>専決処分日</p> <p>平成25年6月12日</p>				
3	<p>専決内容</p> <p>(1) 契約金額</p> <p>変更前 164,535,000円</p> <p>変更後 174,943,650円(10,408,650円増額)</p>				
4	<p>今回変更内容</p> <p>(1) 躯体部分欠損補修</p> <p>(2) 内壁のひび割れ補修等</p>				
5	<p>その他</p> <p>(1) 契約の相手方</p> <p>尼崎市武庫町3丁目11番28号</p> <p>株式会社松善工務店 代表取締役 紺屋 一弘</p> <p>(2) 契約工期</p> <p>平成24年7月2日から平成25年10月14日まで470日間(変更なし)</p>				







&lt; 平成 2 5 年 7 月臨時会 &gt;

種 別	予 算	番 号	議案第 9 3 号	所 管	各事業所管課
件 名	平成 2 5 年度尼崎市一般会計補正予算 ( 第 3 号 )				
内 容					
1	補正予算の規模				
	( 単位 : 千円 )				
	現在予算額	補正予算額	補正後予算額		
	197,642,062	453,000	198,095,062		
2	歳入歳出補正予算額				
	( 単位 : 千円 )				
	歳 入		歳 出		
	款	補正予算額	款	補正予算額	
	国庫支出金	310,000	総務費	99,000	
	県支出金	115,000	民生費	115,000	
	市債	28,000	教育費	239,000	
	合 計	453,000	合 計	453,000	
3	補正予算の内容				
	<p>国の「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において創設された「地域の元気臨時交付金」を活用し、小学校のトイレ、本庁舎の空調設備の整備を行うほか、兵庫県において設置されている「安心こども基金」を活用し、保育士等処遇改善臨時特例事業を実施する。費目別事業概要等は別紙のとおり。</p>				



## 費目別事業概要等

<b>総務費</b>	<b>99,000 千円</b>
本庁舎整備事業費	99,000 千円
地域の元気臨時交付金を活用し、本庁舎の空調設備の整備を行う。	
<b>民生費</b>	<b>115,000 千円</b>
臨時職員賃金等（保育士等処遇改善臨時特例事業関連）	1,611 千円
県の安心こども基金を活用した法人保育園への補助金の創設に伴う事務量の増加に対応するため、臨時的任用職員を任用する。	
保育士等処遇改善臨時特例事業費	113,389 千円
県の安心こども基金を活用し、保育士の人材確保対策を推進するため、保育士の処遇改善に取り組む法人保育園へ補助を行う。	
<b>教育費</b>	<b>239,000 千円</b>
各種施設整備事業費（小学校）	239,000 千円
地域の元気臨時交付金を活用し、小学校のトイレを整備する。	



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第94号	所 管	まちづくり企画・調査担当
件 名	尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>将来にわたって市民にとって必要なバス交通サービスを確保するといった観点から、市営バス事業の路線移譲を実施するにあたり、公共交通の担い手としてふさわしい事業者の選定を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、「尼崎市自動車運送事業移譲事業者選定委員会」(以下「委員会」という。)を設置するため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置(第1条関係)</p> <p>尼崎市自動車運送事業のうち一般乗合旅客自動車運送事業を引き継ぐ一般乗合旅客自動車運送事業者(以下「移譲事業者」という。)の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、委員会を置く。</p> <p>(2) 組織(第2条関係)</p> <p>ア 委員会は、委員5人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者及び公認会計士のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、移譲事業者の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(3) 意見の聴取等(第6条関係)</p> <p>委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第95号	所 管	保育計画担当
件 名	尼崎市立保育所移管法人選定委員会条例について				
内 容					
<p>1 制定理由</p> <p>保育環境改善及び民間移管を実施するにあたり、優良法人の選定を行う必要があり、地方自治法第138条の4第3項の規定による付属機関として、尼崎市立保育所移管法人選定委員会を設置するため、条例を制定する。</p> <p>2 主な制定内容</p> <p>(1) 設置（第1条関係）</p> <p>尼崎市立保育所の運営の業務を引き継ぐ法人の選定に関する事項を調査審議させるため、市長の付属機関として、その引継ぎが行われることとなる尼崎市立保育所ごとに尼崎市立保育所移管法人選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(2) 組織（第2条関係）</p> <p>ア 委員会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>イ 委員は、学識経験者、市民団体の代表者及び移管対象保育所に入所している児童の保護者の代表者のうちから市長が委嘱する。</p> <p>ウ 委員は、移管法人の選定に関する事項の調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</p> <p>(3) その他（付則関係）</p> <p>ア 現に尼崎市立保育所移管法人選考委員会設置要綱（以下「要綱」という。）の規定により移管対象保育所ごとに置かれている尼崎市立保育所移管法人選考委員会（以下「旧委員会」という。）は、第1条の規定により置かれた委員会とみなす。</p> <p>イ 現に要綱の規定により旧委員会の委員として委嘱されている者は、第2条第2項の規定により委員会の委員として委嘱された者とみなす。</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	条例	番 号	議案第96号	所 管	経済活性化対策課
件 名	尼崎市産業問題審議会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成18年度に、議会に対し委員の推薦依頼を行う附属機関の基準の明確化が図られ、「審議内容の対象が住民全般又は広範に及ぶものであり、審議内容も制度や事業の計画立案などの基本的な方向性を検討する附属機関」については、議会に委員の推薦依頼を行う附属機関とされ、その附属機関については、根拠条例中の選出区分に「市議会議員」を明記することとなった。</p> <p>ただし、こうした附属機関のうち、休止中又は必要に応じて設置する附属機関については、当該附属機関を設置する際に、条例中の規定の整備を行うこととされた。</p> <p>今般、産業の基本的な方向性を定める(仮称)産業振興基本条例について検討する必要が生じ、尼崎市産業問題審議会を設置することから、委員の選出区分に関する規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 委員の選出区分に関する規定に「市議会議員」を追加する。(第3条第2項)</p> <p>3 施行期日 公布の日</p>					

尼崎市産業問題審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、産業問題について知識経験を有する者及び市議会議員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 臨時委員は、<u>第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員(<u>臨時委員を除く。次項並びに次条第1項及び第3項において同じ。</u>)の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審議会は、委員(<u>臨時委員を含む。以下同じ。</u>)の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、<u>部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会は、会長が指名する委員で組織する。</u></p> <p>3 部会に部会長を置き、部会長は、<u>その部会に属する委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>4 第5条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。<u>この場合において、前条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 1 略</p> <p>2 委員は、産業問題について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</p> <p>3・4 略</p> <p>5 臨時委員は、<u>当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第7条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。</p> <p>(部会)</p> <p>第8条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため<u>部会を置くことができる。</u></p> <p>2 <u>部会は、会長の指名する委員及び第3条第3項の規定により審議会に臨時委員が置かれた場合は、会長の指名する臨時委員で組織する。</u></p> <p>3 部会に部会長を置き、部会長は、<u>部会に属する委員のうちから会長が指名する。</u></p> <p>4 第5条第2項、<u>第6条及び前条の規定は、部会について準用する。</u></p>

<p>(意見の聴取等)</p> <p>第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u>会長が審議会に諮って定める</u>。</p>	<p>(意見の聴取等)</p> <p>第9条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、<u>市長が定める</u>。</p>
--	---



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	条 例	番 号	議案第97号	所 管	公園計画推進担当
件 名	尼崎市公園緑地審議会条例の一部を改正する条例について				
内 容					
<p>1 改正理由</p> <p>平成18年度に、議会に対し委員の推薦依頼を行う附属機関の基準の明確化が図られ、「審議内容の対象が住民全般又は広範に及ぶものであり、審議内容も制度や事業の計画立案などの基本的な方向性を検討する附属機関」については、議会に委員の推薦依頼を行う附属機関とされ、その附属機関については、根拠条例中の選出区分に「市議会議員」を明記することとなった。</p> <p>ただし、こうした附属機関のうち、休止中又は必要に応じて設置する附属機関については、当該附属機関を設置する際に、条例中の規定の整備を行うこととされた。</p> <p>今般、緑の基本計画の改定について検討する必要が生じ、尼崎市公園緑地審議会を設置することから、委員の選出区分に関する規定の整備を行うとともに、併せて所要の文言整理を行う。</p> <p>2 主な改正内容</p> <p>(1) 委員の選出区分に関する規定に「市議会議員」を追加する。(第2条第2項)</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日</p>					

尼崎市公園緑地審議会条例

改正後	現 行
<p>(組織)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 委員は、<u>学識経験者、市議会議員その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。</u></p> <p>3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 臨時委員は、<u>第3項の特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員(臨時委員を除く。次項並びに次条第1項及び第3項において同じ。)の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 <u>委員の辞任等により後任の委員を委嘱する場合における当該後任の委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>(会議)</p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 1 略</p> <p>2 委員は、<u>公園、緑地等について知識経験を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p>3 前項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。</p> <p>4 略</p> <p>5 臨時委員は、<u>当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することを妨げない。</p> <p>2 <u>補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(会長等)</p> <p>第4条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。</p> <p>3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。</p> <p>(招集)</p> <p>第5条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>(会議)</p>

第6条 審議会は、委員（臨時委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第4条第2項及び前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条第2項中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

第6条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要に応じ、その所掌事項を分掌させるため部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、部会長は、部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 第4条第2項、第5条及び前条の規定は、部会について準用する。

(意見の聴取等)

第8条 審議会及び部会は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が定める。



&lt;平成25年7月臨時会&gt;

種 別	その他	番 号	議案第98号	所 管	施設課、学校耐震化担当、 学校耐震化設備担当
件 名	工事請負契約について(立花中学校北棟等耐震補強工事)				
内 容					
1	契約の相手方 尼崎市玄番南之町4番地 株式会社柄谷工務店 代表取締役 柄谷 順一郎				
2	契約金額 270,900,000円				
3	契約の方法 一般競争入札(制限付)				
4	開札年月日 平成25年6月6日				
5	工事内容 北棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 4階建て 1棟 延べ面積 2,166平方メートル 主な工法 ピタコラム工法 体育館耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り(一部鉄骨造り) 2階建て 1棟 延べ面積 1,079平方メートル 主な工法 鉄骨屋根補強 便所棟耐震補強工事 鉄筋コンクリート造り 3階建て 1棟 延べ面積 168平方メートル 主な工法 耐震壁新設 耐震補強工事に伴う電気設備工事 " 機械設備工事				
6	工期 契約締結の日から平成26年3月20日まで				



## 開 札 結 果 表

		開札年月日	平成 2 5 年 6 月 6 日
件 名	立花中学校北棟等耐震補強工事		
落 札 者 名	(株)柄谷工務店	落 札 金 額	258,000,000円
予 定 価 格	284,910,000円	最低制限価格	242,173,000円
入 札 者 名	第1回目入札金額(円)		
(株)柄谷工務店	258,000,000		
(株)オカモト・コンストラクション・システム	283,000,000		
大松建設(株)	224,800,000		最低制限価格抵触
宮崎建設(株)	227,500,000		最低制限価格抵触
海月建設(株)	辞退		
(株)吉川組	辞退		
(株)松善工務店	辞退		
(株)山本工務店	辞退		

( 金額は消費税を含まない。 )